

検討案

はばたけ未来へ！ 京都市ユースアクションプラン
－第3次京都市青少年育成計画－

行動計画見直し案

平成27年9月
京都市

目 次

第1部 京都市ユースアクションプランの概要

1 計画の趣旨と構成	1
2 計画の期間と対象	1
3 計画の位置付け	2
4 基本計画の基本的考え方	2
5 基本計画の構成	3

第2部 行動計画の見直しの視点

1 見直しの背景	4
2 見直しの視点	4

第3部 行動計画の内容

1 行動計画の体系	6
2 行動計画の施策とその展開	7
I 生き方デザイン形成支援	
I-1 生き方デザイン形成（自分づくり）の支援	7
(1) 世代間・異年齢間交流の機会の促進	7
(2) 居場所づくり事業の充実	7
(3) インターネット・スマートフォンや薬物乱用防止に関する取組の推進	8
(4) キャリア教育の多面的推進及び就労体験の機会の提供	8
I-2 青少年のチカラを活かした社会づくり	9
(1) 青少年の自主的活動の支援	9
(2) 男女共同参画を進める取組の推進	9
(3) 市政や地域コミュニティへの参加の促進	10
I-3 情報共有のしくみづくり	11
(1) 青少年活動センターにおける青少年の体験・参加活動情報の集約・再発信	11
(2) 青少年活動センターから学校等への情報提供	12
II 困難を有する青少年がよりよく生きるための支援	
II-1 早期対応	12
(1) 青少年活動施設の居場所機能の強化	12
(2) 学校と連携した早期の情報提供と高校との連携強化	13
II-2 解決支援	13
(1) 子ども・若者支援地域協議会の枠組みによる支援の重点取組	13
(2) 子ども・若者育成支援を行う民間団体との連携強化	14
(3) 子ども・若者総合支援の周知拡大	15
(4) 適切な支援を行うための支援者の資質向上	15

第1部 京都市ユース アクション プランの概要

1 計画の趣旨と構成

京都市では、ユースサービス（青少年の自己成長の支援）を基本理念に、青少年が子どもから責任ある大人へと成長していくことを支援し、「若き市民」が社会を形成する主体であることを認識し、青少年の持つ多様な感性が自主的活動として発揮されるよう、社会全体で見守り、支援しています。

そのため、青少年施策を網羅的に位置付けた「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプランー第3次青少年育成計画ー（基本計画）」を平成23年3月に策定し、青少年が将来に夢と希望を持ち、「生きる力」を身に付け、社会を構成する担い手としてさまざまな分野に挑戦し、活躍しながら大人へと成長することを支援しています。

基本計画の策定と共に、基本計画の推進施策の中から、緊急的・重点的に取組を推進すべき課題を取りまとめた「行動計画」を策定しています。

この行動計画の策定から、約5年が経過し、この間の社会情勢等を踏まえ、見直しを行いました。

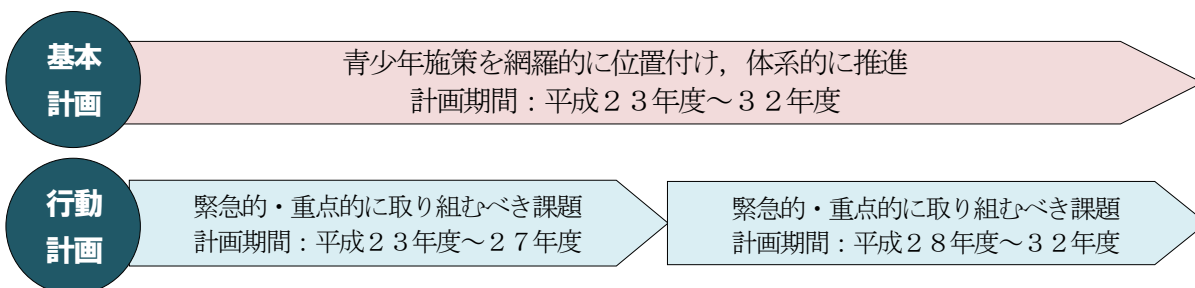
これまでの行動計画と同様に、第1の柱として、青少年が生き方を疑似体験できる機会や社会体験の機会の少なさと社会との接点のイメージが持てない現状から、「**生き方デザイン形成支援**」を位置付けています。また、第2の柱として、ニートやひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年に対する支援が社会的課題となっていることから、「**困難を有する青少年がよりよく生きるための支援**」を位置付け、課題の解決に向けて、関連する施策を緊急的・重点的に推進していきます。

2 計画の期間と対象

(1) 計画期間

基本計画 平成23年度から平成32年度まで

行動計画（見直し後） 平成28年度から平成32年度まで



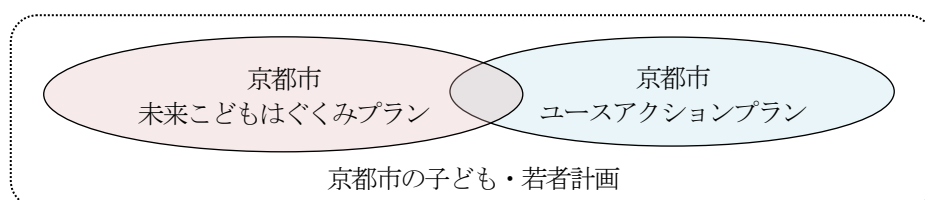
(2) 計画の対象

概ね13歳から30歳までの男女を「青少年」として計画の主たる対象としていますが、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に対して実施する子ども・若者育成支援推進法に基づく施策などは、30歳代までを対象としています。

3 計画の位置付け

「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」は、市民との厚い信頼関係を築く中で安らぎのある暮らしと華やぎのあるまちを目指した「京都市基本構想」を具体化するため、平成22年12月10日に策定した「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の分野別計画の一つです。

なお、本計画は、子育て支援施策の総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」と共に、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定される「市町村子ども・若者計画」として位置付けるものです。



4 基本計画の基本的考え方

(1) 計画の目指すもの

青少年が将来に夢と希望を持ち、「生きる力」を身に付け、社会を構成する担い手として様々な分野に挑戦し、活躍しながら大人へと成長することを支援します。

(2) 基本的な考え方

京都市では、ユースサービス（青少年の自己成長の支援）を基本理念に、青少年が子どもから責任ある大人へと成長していくことを支援し、「若き市民」が、社会を形成する主体であることを認識し、青少年の持つ多様な感性が自主的活動として発揮されるよう、社会全体で見守り、支援していきます。

社会を形成する主体としての活動促進

青少年が「生きる力」を身につけ、社会を形成する主体としてさまざまな分野に挑戦し、積極的に社会に働きかけるとともに、市政の幅広い分野においてもいきいきと活動するよう支援しながら社会参加活動を促進させます。

課題に直面する青少年の総合的支援

子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の展開など、課題に直面する青少年の状況に応じた総合的な支援を社会全体で行える体制を整備し、青少年の社会的自立を総合的・継続的に支援していきます。

成長を見守り、支援する社会環境づくり

青少年が成長していく上で日々を過ごしている地域が、自立に欠かせない人との交わりや体験の場として重要な役割を担っていることから、家庭、学校、地域、企業、団体など社会が一体となって、試行錯誤を繰り返しながら成長する青少年に関心を持ち、見守り、支援する環境を整えていきます。

青少年活動センターの役割

7箇所の青少年活動センターが青少年の自主的活動の拠点として、また、人とのふれあい、交流の拠点として、地域の様々な団体との関係を構築し、各種のNPOや青少年育成団体などの活動情報を集約・再発信することで青少年を事業に誘導する役割を担うとともに、各種団体と協働して地域特性を活かした特色ある事業（必要に応じてアウトリーチ手法を導入）を展開していきます。

※アウトリーチ：通常、施設や機関において行われるサービスを施設から持ち出し、サービスを必要とする人たちに提供する活動。

5 基本計画の構成

基本方針 1 「若き市民」としての青少年の自主的な活動の促進	
施策の基本方向	1-1 未来を切り拓く創造力を養うための体験の機会の充実 1-2 生きる力を養うキャリア教育の推進 1-3 青少年のチカラを活かした共生社会の実現 1-4 社会の担い手としての活動促進
基本方針 2 課題に直面する青少年の総合的支援の推進	
施策の基本方向	2-1 青少年の自らの力を伸ばす支援策の推進 2-2 個々の就業課題に対応した支援策の推進
基本方針 3 社会全体で青少年の成長を支援する環境づくり	
施策の基本方向	3-1 活動の場づくりとその支援 3-2 人的支援とネットワークづくり 3-3 社会環境づくりの推進

第2部 行動計画の 見直しの視点

1 見直しの背景

平成23年に策定した行動計画は、基本計画の推進施策の中から、緊急的・重点的に取組を推進すべき課題を取りまとめたものであり、計画期間は定めていませんが、策定から約5年が経過しました。

この間、行動計画の全ての具体的取組に着手し、数値目標のほとんどを達成するなど、一定の成果を挙げていますが、行動計画策定時に「緊急の課題」として挙げた「生き方を疑似体験できる機会や社会体験の機会の少なさと社会との接点イメージが持てない現状」や「ニートやひきこもり状態が長期化すると自立までの道のりが陰しくなる」といった課題については、依然として状況が大きく変化しておらず、一層の取組が必要となっています。

また、公職選挙法の改正により、選挙権を与える年齢が18歳以上に引き下げられ、青少年のインターネット依存の問題も深刻化するなど、社会情勢の変化を踏まえた取組が求められています。

特に、現在、人口減少が急速に進みつつあり、人口減少は、労働人口の減少、経済規模の縮小など、暮らしや社会経済に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、誰もが心豊かに生き、働き、学び、暮らせる社会の実現に向けて、社会の将来を担っていく若者に対して大きな期待が寄せられています。青少年の自立支援や就労支援の取組や、男女共同参画の視点に基づいた取組がますます重要となっています。

人口減少によって、地域活動の担い手が不足していくなどの状況に対応し、青少年のまちづくりへの参加や市政参加をはじめとする青少年の社会参加について、一層の推進が求められています。

<行動計画策定時の数値目標と達成状況>

項目	目標 (平成25年度まで)	実績 (平成25年度)	達成状況
青少年活動センターにおける地域交流事業	55件	60件	達成
青少年活動センターで活躍するボランティア数	800人	794人	ほぼ達成
青少年が参画している審議会等の割合	18.0%	11.9%	未達成
ユースアクションプラン認証事業数	135件	135件	達成
若者サポートステーションにおける、就職等 進路決定者 ※国基準の変更に伴い、24年度から目標を変更	24年度と25年 度の累計216人	24年度と25年 度の累計239人	達成
子ども・若者総合支援事業の取組により、自 立に向け改善した青少年の割合	30%	70%	達成

2 見直しの視点

行動計画の見直しの主な視点は、以下のとおりです。

青少年の市政参加の更なる促進（１８歳選挙権と政治（市政）参加）

行動計画の数値目標に掲げた「青少年が参画している審議会等の割合」は未達成であったことから、市政参加の多様な方法を踏まえ、市政参加の更なる促進を図ります。

また、選挙権の年齢引下げに合わせ、青少年が政治に興味を持ち、政治参加につながるような取組を推進します。特に、京都に住む青少年が京都の未来を考えて投票するための取組（例えば、学生の住民票移動の問題等）を推進します。

青少年の地域コミュニティへの積極的な参加の促進

青少年が地域づくりに自ら関心を持ち、主体的に率先して参加できるよう促進を図ります。特に、地域の防災や子どもの安心安全、町内会など、地域コミュニティの中で、より積極的に参加できるよう支援の取組を推進します。

青少年の自立支援による人口減少社会への対応

青少年が就労や結婚により、希望あふれる社会を新たな世代に引き継いでいくことができるよう支援の取組を推進します。そのためにも、真のワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点に基づいた取組を推進します。

子どもの貧困対策に関連する取組の推進

青少年の自主的な活動の促進や居場所づくりの一層の展開を図るとともに、青少年の成長を支援する大人等に対して、青少年や青少年活動センターを理解してもらう必要があるため、青少年活動センターによる若者文化の発信の取組を推進します。

薬物乱用防止、インターネット・スマートフォンに関する取組の推進

薬物乱用やインターネット・スマートフォン利用に起因する青少年の被害が社会的な問題となっていることから、取組を推進します。特に、青少年のインターネット・スマートフォン依存症が深刻な状況にあるため、その対応やインターネット・スマートフォン利用の生活習慣づくり等の広報を推進します。

青少年活動センターによる若者文化の発信

青少年の自主的な活動の促進や居場所づくりの一層の展開を図るとともに、青少年の成長を支援する大人等に対して、青少年や青少年活動センターを理解してもらう必要があるため、青少年活動センターによる若者文化の発信の取組を推進します。

子ども・若者総合支援事業、若者サポートステーション事業の推進

子ども・若者総合支援事業及び若者サポートステーション事業については、これまで、子ども・若者支援地域協議会等の取組により、ニートやひきこもり、不登校等の困難を有する若者への支援を着実に実施してきましたが、今後も、困難を有する青少年が社会生活を円滑に営むことができるよう支援を継続し、更に、推進していくことが必要であるため、引き続き、重要な施策として推進します。

第3部 行動計画の 内容

1 行動計画の体系

I 生き方デザイン形成支援

青少年が自分の生き方を見出し、力強く成長するための施策・事業を展開します。

I-1 生き方デザイン形成（自分づくり）の支援

- (1) 世代間・異年齢間交流の機会の促進
- (2) 居場所づくり事業の充実
- (3) インターネット・スマートフォンや薬物乱用防止に関する取組の推進
- (4) キャリア教育の多面的推進及び就労体験の機会の提供

I-2 青少年のチカラを活かした社会づくり

- (1) 青少年の自主的活動の支援
- (2) 男女共同参画を進める取組の推進
- (3) 市政や地域コミュニティへの参加の促進

I-3 情報共有のしくみづくり

- (1) 青少年活動センターにおける青少年の体験・参加活動情報の集約・再発信
- (2) 青少年活動センターから学校等への情報提供

II 困難を有する青少年がよりよく生きるための支援

社会生活を円滑に営むうえで困難を有する青少年が、課題の解決を図るための施策・事業を展開します。

II-1 早期対応

- (1) 青少年施設の居場所機能の強化
- (2) 学校と連携した早期の情報提供と高校との連携強化

II-1 解決支援

- (1) 子ども・若者支援地域協議会の枠組みによる支援の重点取組
- (2) 子ども・若者育成支援を行う民間団体との連携強化
- (3) 子ども・若者総合支援の周知拡大
- (4) 適切な支援を行うための支援者の資質向上

2 行動計画の施策とその展開

I 生き方デザイン形成支援

I-1 生き方デザイン形成（自分づくり）の支援

(1) 世代間・異年齢間交流の機会の促進

現状と課題

青少年は、不安と迷いの中で自らの生き方を探し続けており、現代の大人も将来に希望が見出せずに不安の中にいます。家庭や地域の中で、大人が社会の一員として勤労に励み、責任を果たす姿を青少年に示すことは重要であり、大人も青少年とともに学び続ける必要があります。青少年と大人の交流を図り、対話を重ねながら、青少年が抱えている課題を共有することにより、青少年が希望あふれる社会の担い手として成長できるような支援が必要です。

施策を展開する方向性

青少年は、まずは家庭で大人の姿を見ながら自らの生き方を学んでいきますが、加えて、大人や地域等との交流や学校を通して、青少年が希望を抱いて自らの生き方をデザインできるよう、地域活動等の世代間交流への積極的な参画を促進するとともに、大人等に対して青少年のことを理解してもらうよう働きかけます。

具体的な取組

- ◇青少年活動センターにおける地域交流事業の推進
- ◇学生ボランティア学校サポート事業の推進
- ◇学校開放事業 等

数値 目標	青少年活動センターに おける地域交流事業数
	57件（平成26年度実績） ⇒ 65件（平成32年度目標）

(2) 居場所づくり事業の充実

現状と課題

青少年の中には、他者との交わりの中に不安を感じ、自分の生活領域にとどまらざるを得ない青少年もいます。家庭・学校・地域は、青少年が育つ基本の場所ですが、その場でも疎外され、失意の中で苦しんでいる青少年もいます。他の青少年や大人との交流を図りながら、安心して過ごすことのできる居場所づくりを促進する必要があります。

施策を展開する方向性

活動や交流に踏み出したくても踏み出せない青少年が新たな活動や交流を始めることができるよう、青少年の自主的な活動の促進や居場所づくりの一層の展開を図ります。

具体的な取組

- ◇青少年同士が交流し、情報共有できる機会の提供
- ◇青少年の企画・運営による「ユースシンポジウム」の開催 等

(3) インターネット・スマートフォンや薬物乱用防止に関する取組の推進

現状と課題

スマートフォンをはじめとするインターネット技術の急速な進展に伴い、インターネット・スマートフォン利用に起因する青少年の非行や被害が社会的な問題となっています。情報化社会の進展は悪い面だけではないため、青少年がインターネット・スマートフォンを適切に活用する能力を身につけることが重要です。特に、青少年のインターネット・スマートフォン依存症は、基本的な生活習慣が乱れ、現実からの逃避傾向を持つなど、深刻な状況にあるため、対策が急務です。

また、インターネット・スマートフォンを通じ、危険ドラッグ等の有害情報に接触する危険性が増し、薬物乱用による健康被害や非行・被害の危険性が広がっているため、防止策が必要です。

施策を展開する方向性

青少年がインターネット・スマートフォン利用に係る非行に陥ったり、犯罪被害に遭うことがないように、インターネット・スマートフォン利用に係るルールづくりや情報モラルを身につけるための広報や、犯罪被害やトラブル等の際の相談窓口等についての周知を図ります。また、インターネット・スマートフォン依存症については、適切に相談に対応するとともに、インターネット・スマートフォン利用の生活習慣のルールづくり等の広報を推進します。

危険ドラッグをはじめとする薬物乱用防止については、あらゆる機会をとらえて、広報の充実を図るとともに、相談窓口等を周知することにより、再乱用防止策を講じます。

具体的な取組

〔相談体制の整備〕

◇インターネット・スマートフォンや薬物に関する相談

◇消費生活相談

◇青少年活動のリーダー、指導者養成・研修の取組の充実

◇ユースワーカー（青少年育成指導者）養成・認定事業 等

〔広報の充実〕

◇インターネット・スマートフォンや薬物に関する正しい知識の普及のための広報の充実

◇若者向け消費者教育冊子の作成・配布

◇大学生への消費生活情報の提供 等

(4) キャリア教育の多面的推進及び就労体験の機会の提供

現状と課題

青少年にとって、社会や職業への円滑な移行は大きな課題です。家庭や学校の中で、職業意識や職業観が育まれていきますが、未熟であったり、目的意識が希薄なまま進路を決定する場合もあるため、青少年の社会的・職業的自立が重要です。また、いったん就職しても、直後に離職するケースもあり、若年層ほど多いと言われている離職が課題となっています。

施策を展開する方向性

青少年が希望や能力に応じた職業に就き、社会的・職業的自立ができるよう、また、離職が多いと言われる現状に対応し、職業意識・職業観や社会人として自立する力を育成するための取組を推

進します。

人間関係やコミュニケーション等に不安を感じる青少年に対しては、就労体験や中間就労の取組を実施します。

具体的な取組

〔キャリア教育の多面的推進〕

◇スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業

◇「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業

◇インターンシップ事業の推進

◇高校生のインターンシップ事業の推進 等

〔就労体験の機会の提供〕

◇若者サポートステーションによる就労体験事業 等

I

生き方デザイン形成支援

I-2 青少年のチカラを活かした社会づくり

(1) 青少年の自主的活動の支援

現状と課題

青少年の自主的活動は、青少年が将来の生き方を自ら考え、選択するための力につながるものですが、活動のきっかけを見出せない青少年もいます。きっかけづくりとなるような機会の提供が求められています。

施策を展開する方向性

青少年の自主的活動の促進の一層の展開を図ります。特に、青少年にとって魅力のある若者文化をはじめ、青少年が活動を始めるきっかけとなるような取組を推進します。

具体的な取組

◇ボランティア活動の参加促進

◇大学（学生）と地域の交流促進

◇青少年活動センターによる若者文化の発信 等

数値 目標	青少年活動センターで 活躍するボランティア数
	828人（平成26年度実績）
⇒	970人（平成32年度目標）

(2) 男女共同参画を進める取組の推進

現状と課題

人口減少社会を迎え、青少年の就労支援をはじめとする自立支援を進めることにより、新しい世代による未来のまちづくりを支援していくことが求められています。そのため、男女が共に協力し、安心して働き続けることができるよう、真のワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点からの取組が重要です。

施策を展開する方向性

青少年が就労や結婚により、新たな世代が希望あふれる社会を未来へ向けて構築していくことができるよう支援の取組を推進します。そのためにも、真のワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点に基づいた取組を推進し、男女が共に安心して働き続けられ、いきいきと活躍できる社会を目指します。

具体的な取組

◇青少年活動センターにおける男女共同参画に向けた学習活動の推進

◇男女共同参画センターを拠点とした啓発・情報提供の実施

◇結婚を望むひとを応援する「婚活支援事業」の実施

◇仕事、家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に係る取組の実施等

(3) 市政や地域コミュニティへの参加の促進

現状と課題

青少年も社会の担い手であり、社会への関心や参加意識を徐々に高めていく必要がありますが、「青少年が参画している審議会等の割合」は増加していないのが現状です。

市政やまちづくり活動に積極的に参加できるよう促進するとともに、市政やまちづくり活動に関心を持っていない青少年に対して、契機となる機会を提供することが必要です。特に、地域コミュニティの中で、青少年が担い手となっている事例が少ないのが現状であり、まずは、地域コミュニティの中で青少年が活躍できる機会や場を作る必要があります。

また、選挙権の年齢引下げに合わせ、社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わる態度を身につけることが急務であり、まずは、政治や選挙についての関心を高める取組が求められています。政治や選挙の仕組みについては、学校の授業でも学習しますが、卒業後も学習できるような機会が必要です。さらに、京都の未来を共に考え、投票してもらうために、一人暮らしの学生等だけでなく、周囲にいる大人も含めて、住民票の移動に関する周知を徹底する必要があります。

施策を展開する方向性

「青少年が参画している審議会等の割合」が増加していないことを踏まえ、更なる促進策を推進します。また、審議会に参画する以外に、市政参加の多様な方法があることを踏まえ、新たな取組を行います。

青少年が地域づくりに自ら関心を持ち、主体的に率先して参加できるよう取組を推進します。特に、地域の防災や子どもの安心安全、町内会など、地域コミュニティの中で、より積極的に参加できるよう、青少年活動センター、学校等の連携を図り、支援の取組を展開します。

また、政治や選挙への関心を高めるとともに、政治参加も社会参加の一つであることから、政治や選挙に関する知識を習得するとともに、政治参加をするきっかけづくりとなる取組を行います。さらに、京都に住む青少年が政治に興味を持ち、京都の未来を考えて投票するための取組（例えば、学生の住民票移動の問題等）を推進します。

具体的な取組

〔市政参加の促進〕

- ◇青少年の意見を市政に反映する機会の推進
- ◇区役所主催・共催事業における学生ボランティアの参加促進
- ◇審議会等への青少年の参画の更なる促進 等

〔青少年の地域コミュニティへの積極的な参加の促進〕

- ◇青少年の地域社会への参加の支援と機会の提供
- ◇京都学生消防サポーターの養成
- ◇商店街等と大学との連携による地域商業活性化の取組に対する支援
- ◇自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイトの運営 等

数値 目標	青少年が参画している 審議会等の割合
12.2%	(平成26年度実績)
⇒ 20%	(平成32年度目標)

〔政治・選挙への関心を高めるための取組の推進〕

- ◇シティズンシップ教育*事業の実施
(※ シティズンシップ教育：市民としての資質・能力を育成するための教育)
- ◇学生等との協働による啓発活動
- ◇学生の選挙権に関する広報 等

I

生き方デザイン形成支援

I-3 情報共有のしくみづくり

(1) 青少年活動センターにおける青少年の体験・参加活動情報の集約・再発信

現状と課題

京都市が実施している市民生活実感調査では、「青少年の成長と参加」の政策分野の総合評価は、27の政策分野のうち最下位（平成26年度）となっており、青少年のための取組や青少年活動センターの認知度が低いことが原因のひとつと考えられます。特に、青少年活動センターの活動は多岐にわたっており、青少年活動センターを核として情報発信力を高める必要があります。

施策を展開する方向性

当事者である青少年だけでなく、青少年の成長を支援する大人等に対して、青少年のための取組や青少年活動センターのことを理解してもらう必要があるため、青少年活動センターによる発信力を高めます。

また、学校を卒業した青少年にとっては、青少年活動センターが情報の拠り所となるよう、情報の集約・発信の充実を図ります。

具体的な取組

- ◇ユースアクションプランロゴマークを活用した事業発信
- ◇青少年による情報発信の機会の充実
- ◇〔再掲〕青少年活動センターによる若者文化の発信 等

数値 目標	ユースアクションプラン 認証事業数
177件	(平成26年度実績)
⇒ 190件	(平成32年度目標)

数値 目標	青少年活動センターによる若 者文化の発信事業の参加者数
⇒ 1,000人	(平成32年度目標)

(2) 青少年活動センターから学校等への情報提供

現状と課題

学校との連携による青少年への発信は、青少年に対して効果的であるため、より充実させる必要があります。また、大学や専修学校等をはじめ、青少年が多く集まっている場での広報や意見交換など、多様な機会を活用することが重要です。

施策を展開する方向性

青少年にとって価値のある情報を、時宜を得ながら受発信できるよう、学校をはじめとして、多くの青少年が集まる場所や機会を活用した情報提供や情報交換を推進します。

具体的な取組

- ◇〔再掲〕ユースアクションプランロゴマークを活用した事業発信
- ◇〔再掲〕大学（学生）と地域の交流の促進 等

Ⅱ

困難を有する青少年がよりよく生きるための支援

Ⅱ－１ 早期対応

(1) 青少年活動施設の居場所機能の強化

現状と課題

様々な困難を抱える青少年は、学校や家庭等において、孤立している場合があるため、青少年が孤立の状態のまま放置されることなく、安心して過ごすことができる場所と、そのような場所で音楽、スポーツ、レクリエーション等を通じた、他の青少年との仲間づくりや、大人との多様な交流等を通して得られる豊かな人間関係が必要です。

また、子どもの貧困については、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年度に策定されるなど、喫緊の課題であり、貧困によって阻害される心身の成長も視野に入れながら、居場所づくりの強化をはじめ、学校・地域・関係機関との情報共有等の連携による幅広い支援が必要です。青少年は、どのような家や環境に生まれ育ったとしても、成長を見守る大人がいて、様々なつながりを持てる可能性を有しており、それゆえ絶望せず、生きていく希望があるということを示していく必要があります。

施策を展開する方向性

青少年が自分自身の思いを大切にしながら、出会いや交流の機会を持ち、新たな活動に踏み出すことができるような居場所づくりの一層の展開を図ります。

子どもの貧困対策の一環としては、居場所づくりの強化にとどまらず、これまで取り組んでいる中学生学習支援事業（生活保護世帯等で進学を目指す中学生を対象としたボランティアによる支援）の拡充や食生活に関する取組をはじめ、学校・地域・関係機関との連携によって、生まれ育った環境に左右されることなく、成長していくことができるよう幅広い支援を行います。

具体的な取組

- ◇青少年活動センターにおける中学生学習支援事業の充実

- ◇青少年活動センターにおける食生活に関する取組の推進
- ◇青少年活動センターにおける心の「居場所」づくり事業
- ◇児童館における居場所づくり及び中高生ボランティア等の主体的な活動支援
- ◇中高生と赤ちゃんの交流事業 等

(2) 学校と連携した早期の情報提供と高校との連携強化

現状と課題

中学の不登校経験者や、進路未決定のまま高校を中退した者は、ニート状態に陥りやすく、年齢を重ねても抜け出しにくいという実態があります。内閣府の「高等学校中途退学者の意識に関する調査」（平成22年度）では、支援へのニーズは高いものの、社会サービスの認知度が低い実態が明らかとなっているため、早期から情報提供等の対応を行うことが重要です。

施策を展開する方向性

中学及び高校等と連携したうえで、在学中の生徒本人及び家族等に対して、ひきこもりや不登校をはじめとした、社会生活での生きづらさを感じた際の相談窓口の情報を提供することにより、早期支援につなげます。

また、進路が決まらないまま高校を中退する若者等がニートやひきこもりなどに至る状況を未然に防止するため、高校との連携を強化し、若者の職業的自立への支援を行います。

具体的な取組

- ◇進路未決定状態で中学卒業者等の相談窓口への誘導と支援
- ◇子ども・若者相談のしおり（中学生のあなたへ、高校生のあなたへ）の配布
- ◇高校連携専用窓口の設置 等

数値
目標

当該年度に京都若者サポ
ートステーションの支援
により、就職した人数

⇒140人（平成32年度目標）

II

困難を有する青少年がよりよく生きるための支援

II-2 解決支援

(1) 子ども・若者支援地域協議会の枠組みによる支援の重点取組

現状と課題

青少年が抱える様々な困難の未然防止のためには、家庭における適切な愛情やコミュニケーションによる良好な関係性を基に、学校、職域、地域等の各々がすべての子ども・若者の健やかな成長を支援することが重要です。

本市では、平成22年10月から、子ども・若者総合相談窓口を開設し、幅広い相談に対応し、必要に応じて適切な支援機関へ丁寧に引き継ぐとともに、ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者のうち、単一の機関や既存のネットワークによる支援だけでは対応が困難な方に対しては、子ども・若者支援地域協議会による支援を実施しています。その中で、ひきこもりの方が総合相談窓口相談されるまでの期間については、数年以上経過していることもまれではなく、ひきこもり期間の長期化や、家族等から相談があった場合にひきこ

もり当事者との面接に至るまでの期間の長期化等が課題となっています。

施策を展開する方向性

子ども・若者支援地域協議会での重点取組対象を、引き続き、

- ① 進路未決定状態での中学校卒業者及び高校中退者
- ② ひきこもり状態で社会から孤立している若者
- ③ 不登校など機関連携による総合的支援が必要な子ども・若者

として、地域協議会の構成機関及びNPO及びボランティア団体等の民間支援団体が一体となり、子ども・若者のライフサイクルを踏まえた「縦のネットワーク」と、縦割りの弊害を超える「横のネットワーク」を組み合わせ、早期支援の推進を図るとともに、長期的な展望に基づく実行性ある連携を行うことが必要です。

特に、ひきこもりについては、ひきこもり期間の長期化や当事者との面接に至るまでの期間の長期化等に対処するため、子ども・若者支援地域協議会において、ひきこもりに特化して検討を行うことにより、現場レベルでの対応策や、NPO及びボランティア団体等の支援機関の連携を促進します。加えて、ひきこもり経験者等が当事者に関わることで、ひきこもり本人の心情把握や支援機関への誘導等の社会的自立へ向けた支援につなげます。

また、子ども・若者支援室と京都市こころの健康増進センターを一体的に「京都市ひきこもり地域支援センター」として位置付けることにより、ひきこもり期間や支援期間が長期化した場合であっても、年齢にかかわらずに支援していきます。

具体的な取組

◇子ども・若者支援地域協議会における取組の推進（課題別検討部会・ひきこもり支援専門委員会の設置）

◇〔再掲〕進路未決定状態での中学卒業者等の相談窓口への誘導と支援

◇〔再掲〕子ども・若者相談のしおり（中学生のあなたへ、高校生のあなたへ）の配布

◇〔再掲〕高校連携専用窓口の設置

◇ひきこもり地域支援センターの設置 等

数値 目標	子ども・若者総合支援により、 困難を有する子ども・若者が 自立に向けて改善した割合
	64%（平成26年度実績） ⇒ 70%（平成32年度目標）

(2) 子ども・若者育成支援を行う民間団体との連携強化

現状と課題

子ども・若者総合支援の仕組みは、これまでの単一の機関や既存のネットワークによる支援だけでは対応が困難な子ども・若者に対して、各支援機関が連携し総合的かつ継続的な支援を実施するものです。一方で、行政機関の支援だけでは限界がある中で、民間団体であるNPOやボランティア団体等の活動は、それぞれの団体の特色を踏まえた創造的かつ柔軟で個性的なものであり、子ども・若者支援の地域の社会資源として重要です。

公的機関と、民間団体のそれぞれの特徴を生かし、様々な困難を抱える青少年のニーズにあった支援を行っていくことが求められています。

施策を展開する方向性

NPO及びボランティア団体等の民間団体が実施する様々な困難を有する青少年に対する支援事業を助成することで、京都市地域全体の支援環境の充実に努めます。

具体的な取組

- ◇NPO等の民間団体との連携強化
- ◇NPO等の民間支援団体の子ども・若者支援促進事業 等

(3) 子ども・若者総合支援の周知拡大

現状と課題

様々な困難を抱える青少年やその家族は、地域社会との関係が希薄となり支援機関等の情報が届きにくい場合があります。支援ニーズのある青少年やその家族が適切な支援機関につながるができるよう、様々な機会をとらえて、子ども・若者総合相談窓口や支援機関の情報を発信し続けることが重要です。

施策を展開する方向性

情報提供の対象を

- ① 様々な困難を抱える青少年やその家族（現状の課題に対処するため）
- ② 中学生・高校生・大学生（将来のつまづきに対処するため）
- ③ 青少年に関わらず支援するために家庭訪問をする職種（潜在化した支援ニーズを見いだし、相談に誘導するため）

として、関係機関の協力により、ニートやひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者が、相談窓口につながるよう、これまでと同様に子ども・若者総合支援の取組について周知するとともに、学校と連携した早期の情報提供により、早期支援につなげます。

また、高校との連携強化による若者の職業的自立への支援に加えて、大学在学中における早期支援を目的として、大学機関への周知についても積極的に実施していきます。

さらに、地域における相談支援活動や家庭訪問を行う職種等への周知を拡大することにより、本人や家族等を取り巻く地域社会から相談窓口につながることを目指します。

具体的な取組

- ◇関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡大
- ◇子ども・若者支援育成強調月間における集中的な広報の推進
- ◇支援機関情報冊子「サポートブック」の配布
- ◇〔再掲〕子ども・若者相談のしおり（中学生のあなたへ、高校生のあなたへ）の配布 等

(4) 適切な支援を行うための支援者の資質向上

現状と課題

様々な困難を抱える青少年やその家族の中には、心理的な葛藤など様々なハードルをようやく乗り越えて相談に来ることができたという方が少なくありません。

支援機関における支援者は、このような支援対象者やその家族の特性を理解し、適切なアセスメントに基づいた支援計画を作成し、他の支援機関とも連携しつつ、個別性の高い支援を行っていま

す。

支援者には、困難を抱える青少年やその家族の様々な状況を理解するスキルやそれに対応して支援する能力が必要であることから、常に支援者の資質向上を目指していくことが重要です。

施策を展開する方向性

支援者とは、

- ① 子ども・若者総合相談に従事する職員と、支援コーディネーター
 - ② 子ども・若者育成支援推進法施行以前から、困難を抱える子ども・若者それぞれの専門分野で支援していた公的機関やNPOを含む地域の支援機関
- として、支援者に求められる資質の向上に効果的な研修等の充実を図ります。

具体的な取組

- ◇〔再掲〕子ども・若者支援地域協議会における取組の推進（課題別検討部会の設置）
- ◇子ども・若者総合支援事業研修
- ◇スーパーバイズの実施 等